

香美町農業委員会総会(第2回)議事録

- 1 開催日時 令和4年5月24日(火) 9:30~10:20
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(12人)
 - 会長 1番 古川 功兒
 - 会長職務代理者 2番 中村 成一
 - 委員 3番 岡田 久志
 - 4番 西村 功
 - 5番 井村 壽之
 - 6番 文堂 福一
 - 7番 米田 和弘
 - 8番 門垣 日出男
 - 9番 中村 彰男
 - 11番 田中 一馬
 - 13番 橋本 幸長
 - 14番 前田 精一
- 4 欠席農業委員(2人)
 - 10番 山本 薫
 - 12番 吉川 正人
- 5 出席農地利用最適化推進委員(9人)
 - 代表 1番 中川 君雄
 - 2番 高田 勝
 - 3番 青山 政行
 - 4番 原 君枝
 - 5番 小林 隆夫
 - 7番 田野 豊博
 - 副代表 8番 東垣 泰彦
 - 9番 毛戸 良久
 - 10番 本上 純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(1人)
 - 6番 田中 晃
- 7 議事日程
 - 第1 会期の決定 5月24日 1日間
 - 第2 議事録署名委員の指名
 - 第3 議案第4号 非農地証明願承認について
 - 第4 議案第5号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 - 第5 議案第6号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 - 第6 議案第7号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
 - 農地転用許可条件の変更承認について
- 8 農業委員会事務局職員
 - 事務局長 福島 功
 - 事務局次長 榎 秀俊
 - 書記 寺川 公人
- 9 会議の概要
 - 議長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。
(異議なし)
 - 議長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
 - 議長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は4番「西村 功委員」と5番「井村 壽之委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、4番「西村 功委員」と5番「井村壽之委員」よろしく願います。
議 長	日程第3 議案第4号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから32ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第4号 番号1番の非農地証明願について、5月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「西村 功委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、村岡地域局の正面から見える御殿山公園がありますが、その公園の奥の谷を300mほど上ったところにあります。 現地は、現況写真のように昭和40年頃に植林されており山林となっております。地目変更登記のための願出です。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第4号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第4号 番号2番の非農地証明願について、5月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「西村 功委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、国道9号の道の駅ハチ北から県道茅野福岡線をハチ北方面に1.5kmほどいきたところに口大谷地区があります。口大谷地区から農道を500mほど上ったところにあります。 現地は、現況写真のように原野や山林となっていました。地目変更登記のための願出です。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第4号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。

<p>議 長</p> <p>4番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>次に議案第4号 番号3番の非農地証明願について、5月20日に現地調査委員であります「西村 功委員」と「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「西村 功委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>申請地は、国道9号ハチ北口交差点から約4km。県道茅野福岡線をハチ北スキー場に入った方です。大笹集落を過ぎて500mほど上がりますと浄水場がありますが、その上部が申請地です。現地は、現況写真のように昭和51年からハチ北スキー場の下山コースとして使用され雑種地になっています。地目変更登記のための願出です。</p> <p>「西村 功委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第4号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>4番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>次に議案第4号 番号4番の非農地証明願について、5月20日に現地調査委員であります「西村 功委員」と「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「西村 功委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>申請地は、国道9号ハチ北口から県道茅野福岡線を約4kmの大笹の集落にあります。現地は、現況写真のように昭和45年に新築された建物が建っていました。地目変更登記のための願出です。</p> <p>「西村 功委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p> <p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>異議なしと認めます。それでは、議案第4号 番号4番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>4番</p> <p>議 長</p>	<p>次に議案第4号 番号5番の非農地証明願について、5月20日に現地調査委員であります「西村 功委員」と「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「西村 功委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p> <p>申請地は、国道9号ハチ北口から県道茅野福岡線をハチ北方面に入った大笹集落の手前にあります。現地は、現況写真のように竹藪になっています。地目変更登記のための願出です。</p> <p>「西村 功委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p>

	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第4号 番号5番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	日程第4 議案第5号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①33ページから45ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議長	事務局の朗読が終わりました。議案第5号 番号1番の申請について、5月20日に現地調査委員であります「西村 功委員」と「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「西村 功委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
4番	申請地は、国道9号の市原バス停から西側に2kmほど走った宿地内の手前に圃場整備をした農地の一角にあります。 現地は、10年以上前から譲受人が耕作をされており、現況写真のように畑として良好に管理されていました。 申請内容ですが、不在地主である譲渡人からの要望に譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議長	「西村 功委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第5号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議長	次に議案第5号 番号2番の申請について、5月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「西村 功委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、国道9号の道の駅ハチ北から県道茅野福岡線をハチ北方面に約700mいったところにあります。 現地は、現況写真のように田んぼには稲が植えられており、また、畑には家庭菜園の野菜が植えてあり良好に管理していました。 申請内容ですが、譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、不在地主である譲渡人からの要望に譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第5号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議長	日程第5 議案第6号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」並びに「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の53ページから68ページです。
議長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第6号 番号1番の申請について、5月20日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「橋本幸長委員」、担当委員であります「前田精一委員」が現地調査をしていますので、「前田精一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請地は、この庁舎から北方面に200mほどいったところ。県道4号線の香住踏切を北側に渡り100mのところを右折し更に100mのところを東にいったところにあります。 申請地は、畑として管理されていましたが、現在は草に覆われていました。隣接地は全て水田から畑に家庭菜園として管理されていました。水路、里道は不管理で水路は土で埋まっていた。農地区分は第3種農地です。 申請内容は、譲渡人は譲受人である建設会社の経営者で、建設業を営んでおられます。譲受人が駐車場用地を探していたため譲渡人がその要望に応じたもので所有権移転を伴う転用です。 なお、申請者、周辺農地の土地所有者、農会長、区長の立ち合いを4月に行い、この際、里道、水路を整備し、また、駐車場は舗装せずに採石を転圧し周辺に悪影響を及ぼさないよう配慮し埋立をすると同意を得ております。
議長	「前田精一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第6号 番号1番の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第6号 番号1番の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。
議長	次に議案第6号 番号2番の申請について、5月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」、担当委員であります「田中一馬委員」が現地調査をしていますので、「田中一馬委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	申請地は、県道香住村岡線の境集落から村岡方面に約1kmのところにあります。 申請内容は、ここで畜産業を営む借人が経営規模拡大のため、新しく牛舎を建てたいとの要望に父である貸人が応じたもので使用貸借権設定による転用です。
議長	「田中一馬委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第6号 番号2番の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第6号 番号2番の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。

議 長	日程第6 議案第7号「農地転用許可条件の変更申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分を朗読。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第7号の申請について、事務局に申請内容の説明をさせます。
事務局	転用許可を受けている借主について、簡易新設分割により設立した子会社が事業承継したことによる借主の変更です。
議 長	事務局から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第7号の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第7号の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。
議 長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟